令和4年 9月 日光市農業委員会総会議事録

令和4年9月21日 午後2時 日光市役所本庁舎大会議室 日時 場所

出席農業委員 10名

1番 川村耕一 3番 髙橋和子 4番 福田絹江 5番 斎藤敏夫 6番 加藤英利 7番 神山隆治 8番 増 渕 勝 9番 髙橋久美子 10番 小 池 毅 11番 渡邉悦子

欠席農業委員 2番 手塚幸子

出席推進委員|20名

12番 柏 木 武 13番 福田富美男 14番 大島一比古 15番 富 田 順 子 16番 福田正明 17番 神 山 守 18番 村 上 隆 19番 酒 主

20番 星野由起夫 21番 西巻光次 22番 福田浩一 23番 柴田洋一

24番 吉原浩之 25番 福田重勝 26番 福田隆夫 27番 大島昭吾 28 番 阿久津文枝 29 番 大 貫 宣 秀 30 番 佐 藤 修 一 31 番 小 倉 政 一

欠席推進委員なし

議事録署名人の指名 第 1

第2 会期の決定

報告第22号 農地法第5条の規定による許可書の交付について 第3

報告第23号 農地法第18条(通知)について 第4

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について 第5

第6 議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第56号 非農地証明願について 第 7

議案第57号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の 第8 公告)に基づく決定について

議案第 58 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2 (農 第 9 用地利用集積計画の公告)に基づく決定について

河合誠一事務局長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農 業委員会総会規則第5条第5項の規定により、会長を議長として会議を進めて まいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。農業委員会等に関す る法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効 に成立しております。また、推進委員につきましては20名中20名の出席で あります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田絹江議長

ただ今から、令和4年9月 日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程につきまして、河合事務局長に朗読させます。

河合誠一事務局長

(議事日程を朗読)

福田絹江議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、

議長において指名をいたしたいと思います。3番髙橋和子委員、5番斎藤敏夫 委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田絹江議長

つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。 (「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日 限りとすることに決します。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、 敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田絹江議長

日程第3、報告第22号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」 を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

報告第22号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請は5件ございました。許可書につきましても5件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和4年8月22日。なお、1番から3番につきましては同一事業でして3,000平米以上の案件ということで、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、特に質問等もなく、許可相当との意見をいただいております。

福田絹江議長

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは次に移ります。

福田絹江議長

日程第4、報告第23号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、 事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査お願いします。

鯉 沼 慶 主 査

報告第23号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は、3ページから13ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸し人、借り人の住所、氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は27件で、申請番号1番が農地法3条の解約、申請番号2番が農業委員会扱いの利用権の解約、申請番号3番から27番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

福田絹江議長

これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けします。 (「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

ないようですので次に移ります。

福田絹江議長

日程第5、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 議題といたします。今月の現地調査は、遊休農地対策部会が担当しております。 加藤部会長から全体の説明をお願いします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

今月の議案の現地調査は9月16日に、遊休農地対策部会が2班体制で行いました。1班が柏木武委員、村上隆委員、福田絹江会長、私、加藤、事務局から永吉副主幹、川村主任が同行しました。2班は手塚幸子副部会長、小倉政一委員、大島一比古委員、事務局から福田係長が同行しました。担当委員ですが、議案第54号、農地法第3条の1番については、柏木委員、議案第55号、4条申請の1番は村上委員、議案第56号、非農地証明願の1番を柏木委員、2番を小倉委員、3番を大島委員が説明します。件数は少ないですが、説明をよく聞いてご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(柏木武推進委員挙手)

はい、柏木委員。

柏木武推進委員

私は、議案第54号の1番を担当いたしました。本申請は日光市川室及び轟地内における売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。位置図による説明です。申請地は日光東郵便局から北東700メートルに位置します。案内図です。大桑大沢線の川室交差点から広域農道を大渡方面へ900メートル進み左折して140メートルのところに2筆、また、大渡方面へさらに400メートル進み右折して90メートルのところに1筆申請地があります。申請地は3筆あり、登記簿地目は田と畑、現況は休耕田と休耕畑です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、水稲及び小豆を作付けしています。農地取得後も水稲及び小豆の作付を行う計画です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について加藤部会長から報告をお願いします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

この案件は売買による3条申請になります。受け人は他にも田や畑を作付け しており、荒れる前に購入、作付けしたいとのことです。荒れ地になる前で良 かったと思います。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部 会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、原 案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

日程第6、議案第55号「農地法第4条の規定による許可申請について」を 議題といたします。続きまして番号1番について担当委員の報告を求めます。

(村上降委員挙手)

はい、村上委員。

村上隆推進委員

私は、議案第55号の1番を担当いたしました。本申請は日光市森友地内におきまして、太陽光発電設備を目的とした4条申請です。申請人及び申請地等は資料のとおりです。位置図です。申請地は日光市役所から北東へ1.8キロ

メートルの場所に位置します。案内図です。七本桜交差点から東へ1.3キロメートル進み、水無バイパスとの交差点を左折して200メートル進んだ右手に申請地があります。3筆あり、面積は9千888平方メートルです。周囲の状況は東側及び西側が宅地、南側が田と畑、北側は登記簿地目は山林ですが現況は田です。現地には行政書士、工事請負業者の担当者が立ち会い杭打ちがしてありました。申請地を太陽光発電設備の設置を計画です。ソーラーパネル1,368枚を設置します。発電量は629.28キロワットです。土地の造成工事は整地のみで盛土の施工はなく、用水の使用を必要としないため汚水等の排水もありません。雨水については敷地内自然浸透といたします。敷地周囲には境界から1メートル内側に入った所にネットフェンスを設置する計画です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告をお願いします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

太陽光発電設備設置のための4条申請です。場所は日当たりが良いところです。用水がなくてポンプアップしているので電気代は相当かかっていると思います。この申請は7年越しだそうで、7年前なので、売電価格は24円とのことです。以上のことから部会では許可相当と考えますのでご審議の程お願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部 会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、原 案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

それでは番号2番について事務局の説明をお願いいたします。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

この案件は、令和4年7月に用途区分の変更妥当ということで決定を受けた 案件です。用途区分の変更が済みましたので、4条申請がありました。なお、 事務局で9月14日に現地の撮影をしてきましたので、現況につきましては後 ほどご説明いたします。申請人及び申請地等は申請のとおりです。位置図です。 申請地は日光東郵便局から北東700メートルに位置します。案内図です。大 桑大沢線の川室交差点を大渡方面へ1.2キロメートル進んだところに申請地 があります。申請地は登記簿地目は畑、現況は田です。周囲の状況は北側が自 己所有の駐車場と田、東側は宅地、西側は自己所有の畑、南側は原野です。土 地利用計画図です。申請人は農業と株式会社●●の代表取締役を務めており、 石材の加工並びに輸入販売、石材工事業を主目的とした事業を行っています。 申請人は近年農業に力を注いでおりますが、農業用倉庫がなく農作業を効率よ く行うことが困難なため申請地に農業用倉庫を建築したく申請するものです。 敷地内に200.40平方メートルの農業用倉庫と農業機械置場、肥料置場及 び屋外農作業スペースを設けて利用する計画です。給水及び汚水雑排水の計画 はありません。雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。資金計画です が、総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。

こちらは用途区分変更の時の写真です。こちらは9月17日に事務局で撮影し、何ら変更がないことをご報告いたします。

(小池毅農業委員挙手)

福田絹江議長小池毅農業委員

はい、小池委員。

今回建物の面積が200平方メートルを超えていますが、これが200平方メートル以内であれば4条申請は出さなくて、届け出だけで良いということですね。

(河合誠一事務局長挙手)

福田絹江議長河合誠一事務局長

はい、河合事務局長。

建物に供する面積が200平方メートルを切った場合はおっしゃるとおり4条申請は不要となります。ただ地べたにつきまして、砕石を入れるなど変更してしまい、総面積が200平方メートル以上になる場合は、4条申請が必要となります。

福田絹江議長

他に何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番については、原案のとおり『許可』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は、原案のとおり 『許可』と することに決しました。

福田絹江議長

日程第7、議案第56号「非農地証明願について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(柏木武推進委員挙手)

はい、柏木委員。

柏木武推進委員

私は、議案第56号の1番を担当しました。本申請は、日光市七里地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。位置図による説明です。願出地は、七里地内、宝殿交差点から南へ約120メートルに位置した場所です。案内図による説明です。宝殿交差点から西へ300メートルほど進み左折し、南へ70メートルほど進み左折し、250メートルほど進み右折し、50メートルほど進んだ左手に願出地があります。登記簿地目は畑、現況は宅地です。周囲の状況は、東側は畑・西側は道路・南側は畑・北側は宅地です。願出地は平成6年に居宅が建築され以来、宅地として利用され、現在に至っております。現地には願出人、行政書士が立ち会いました。平成6年新築の旨が記載された土地家屋評価証明書が添付されておりますので、28年以上経過しておりますので証明することに問題はないと考えます。ご審議をお願いしたいと思います。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告を願います。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

平成6年にこの家が建てられたそうです。どうして今頃申請が出されたのか不思議に思うかもしれません。今住んでいる人がこの土地付きの建物を買うため調べたところ農地だということがわかったので非農地証明願を出したとのことです。そのようなことから部会では証明することに問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお 受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この 原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』 とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について担当委員の説明を求めます。

(小倉政一推進委員挙手)

はい、小倉委員。

小倉政一推進委員

私は議案第56号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市塩野室町地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。位置図による説明です。願出地は、塩野室町地内、関ノ沢大橋から南東へ約1.3キロメートルに位置した場所です。案内図による説明です。塩野室町の萱場公民館から東へ650メートル進み、左折し北へ850メートル進み左折して300メートル進んだ右手に願出地があります。登記簿地目は畑、現況は宅地です。周囲の状況は、東側は宅地・西側は山林・南側は道路・北側は山林です。現地には行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は昭和58年頃一部を農業用物置敷地として利用し、平成元年に牛舎を建築し、その後中古車置場となり、現在に至っております。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、22年以上経過しております。以上のことから証明することについて問題がないかと思われますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果につい て報告を願います。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

ご覧のとおりの非農地証明願で、部品取りの中古車らしきものが何台か並んでいるという状況です。証明することに問題はないと部会では考えました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお 受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のと おり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』 とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(大島一比古推進委員挙手)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

私は、議案第56号の3番を担当いたしました。申請は、日光市長畑地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。願出地は、日光市長畑地内、長畑交差点から南へ約1.3キロメートルに位置した場所です。案内図による説明です。長畑沢交差点から南へ約1,3キロメートル進み右折し、西へ200メートルほど進んだ右手に願出地があります。登記簿地目は畑、現況は宅地です。周囲の状況は、東側は宅地、西側は畑と青地、南側は道路、北側は宅地です。土地利用図による説明です。こちらに居宅があり、願出地は道路の入口の所から北に向かって細長い長方形

の形です。現地には行政書士と願出人のご夫婦の3名が立ち会いました。願出地は平成8年頃に居宅が建築され以来、宅地として利用され現在に至っております。この建物は現在は物置になっているとのことです。こちらは植栽されております。平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、22年以上経過しております。娘さんが新築される予定で今回の申請に至ったとのことです。以上のことから証明することに問題はないと考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告を願います。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

毎回出てくるような非農地証明です。ゆくゆくは娘さんがここに家を建てて 入るという計画だそうです。以上のことから証明することに何ら問題はないと 考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお 受けいたします。

(大島昭吾推進委員挙手)

はい、大島委員。

大島昭吾推進委員

整理したいのですが、これらの案件に対してのおとがめはないということでよろしいのでしょうか。一般的に20年経っていない場合は、農地転用ということになるのでしょうか。

(河合誠一事務局長挙手)

はい、河合事務局長。

福 田 絹 江 議 長河合誠一事務局長

非農地証明について県から出ている非農地証明事務処理要領に基づいて考えております。最も基本的なところは法律第51条第1項の原状回復命令の対象としないと判断したものについて、いろいろな条件がありまして、その条件に該当するものについて証明を出すということになっています。農業上の利用の確保、公益性、関係人の利益、これらを考慮して総合的に判断するということになっています。代表的なものとして自然災害的に発生したもの、今回のように人為的な転用が行われてから20年以上経過し、かつ農地への復元が容易ではないと認められる場合で、これまで、違反転用是正の指導を受けておらず、かつ今後も受ける見込みがないことという条件のもとでの判断になります。いずれにしましても原状回復命令の対象になるかどうかが委員の皆様の判断に委ねられるところでございます。県からの通知は20年を目安として判断しているところです。

大島昭吾推進委員

20年経過していない場合で、そこを処分したいという場合は、転用の許可申請を出すということでよろしいのですね。

河合誠一事務局長福 田 絹 江 議 長

はい。そのとおりです。

ご理解よろしいでしょうか。他になにかありましたらお受けいたします。 (「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のと おり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『証明妥当』 とすることに決しました。

福田絹江議長

日程第8、議案第57号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (鯉沼慶主査挙手) はい、鯉沼主査。

鯉 沼 慶 主 査

議案第57号 「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、『所有権移転』の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は17ページとなります。今月の件数は2件で、面積合計は3筆で4千327㎡となります。譲渡人、譲受人の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第57号について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第57号については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

日程第9、議案第58号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の 2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局 の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

鯉 沼 慶 主 査

議案第58号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。総会資料は18ページから37ページになります。件数は37件で、面積合計は90筆で26万613.95㎡となります。「設定をする者(貸し人)」、「設定を受ける者(借り人)」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ここで神山隆治会長職務代理者に議長を交代いたします。

(議長交代)

神山隆治職務代理者

始めに貸借権設定のうち、1番から11番、13番、14番、27番、33番について、審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定に基づき、 4番、福田絹江委員の退席を求めます。

(福田絹江農業委員退席 午後3時31分)

神山隆治職務代理者

ご質問ございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

貸借権設定のうち、1番から11番、13番、14番、27番、33番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、貸借権設定のうち、1番から11番、13番、14番、27番、33番については、原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江委員に着席を許可いたします。

(福田絹江農業委員着席 午後3時32分)

神山隆治職務代理者

ここで議長を交代いたします。

(議長交代)

福田絹江議長

次に貸借権設定のうち、12番、15番、22番から26番、28番、29 番、31番、32番、36番、37番について、審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定に基づき、 9番、髙橋久美子委員の退席を求めます。

(髙橋久美子農業委員退席 午後3時33分)

福田絹江議長

ご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。貸借権設定のうち、16番から21番、30番、34番、35番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして貸借権設定のうち、16番から21番、30番、34番、35番については、原案のとおり『決定』することに決しました。

髙橋久美子委員に着席を許可いたします。

(髙橋久美子農業委員着席 午後3時34分)

福田絹江議長

次に貸借権設定のうち、12番、15番、22番から26番、28番、29 番、31番、32番、36番、37番について、審議いたします。

ご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。貸借権設定のうち、12番、15番、22番から26番、28番、29番、31番、32番、36番、37番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして貸借権設定のうち、12番、15番、22番から26番、28番、29番、31番、32番、36番、37番については、原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。 これをもちまして、令和4年9月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後3時35分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

3番 委 員

5番 委 員